



筑北小学校だより

令和3年7月2日

No. 4

校長 久保田雅樹

◆GIGAスクール特集

昨年度の3学期に村から1人ずつタブレットPCをいただいてから4か月が経ちます。保護者の皆様には学年だより等でお知らせしていますが、学校でどのように使って学習しているか、ここまでの各学年の様子をまとめてお伝えします。

学年ごと発達段階に応じて使用法や頻度は様々ですが、県教委が今年度の目標に掲げている「子どもたち全員が、クラウドによる同時共同編集ができる」に向けて、どんな場面でそれを身につけることができるか、模索しながら取り組んでいます。

<1年生>カメラアプリを使ってアサガオの観察

電源を入れて自分のパスワードを入力します。1年生がパスワードを入れるのは大変な作業です。カメラアプリを立ち上げて、写真の撮影をしました。カメラを切り替えて自分自身も撮ってみました。次の日の生活の授業では、自分の鉢に蒔くアサガオの種を観察カードと一緒に撮影しました。タブレットの立ち上げも、練習したので子ども同士教え合っていました。



(1学年だよりより一部抜粋)

<2年生>カメラ機能を使って春さがし

4月から5月にかけて、生活科の授業で「春さがし」をします。タブレットを持って校舎の外へ。庭を歩きながら自分が見つけた「春」をカメラでパチリ。教室に戻って見つけたものを紹介し合うことができました。また、国語の漢字学習の際にはスキルのバーコードを読み取って、個々に復習することができました。



<3年生>NHK for schoolの活用

NHKが制作した教材になる動画が、教科ごとにたくさん収められているホームページが、「NHK for school」です。特に理科や社会科の学習でこの動画を使って導入をしたり、学習のまとめに使用したりしています。また、少し時間ができたときには「お話の国」や「ことばドリル」など、わずかな時間で視聴できる番組も収められているので、活用しています。他には2年生同様、漢字スキルのバーコードを読み取って、個々に復習することにも使っています。

<4年生>都道府県を楽しく覚える

4年生になると、日本全国の都道府県を覚えます。白地図などのプリントを配って、そこに都道府県名を書き込んで覚えるような学習やジグソーパズルを使って覚えるような学習が、これまではよく行われていましたが、『家勉キッズ』というサイトを使って一人一人問題に挑戦しながら覚えるようにしました。自分のペースで楽しく学べるので、どんどん覚えることができました。また、検索サイトを使った調べ学習も、1人1台ずつ高速でできるので、とてもスムーズにできます。

＜5年生＞算数で友だちの考えを共有して学ぶ

いただいたタブレットには、「ロイロノート」というアプリが使用できるようになっています。算数の学習ではこれまでも、一人一人がホワイトボードに書いた解き方を黒板に並べて説明し合ったり、比べたりすることを行ってきましたが、この「ロイロノート」を使うことで、全員の解き方をタブレットの画面上で共有することができるようになりました。また、社会科でカラーの資料を「ロイロノート」上に用意しておくことで、鮮明に提示することができる上に、見たい部分を自分で拡大することもできるのでとても便利で、活用しています



＜6年生＞社会科で情報を広く取り入れて活用

社会科や総合的な学習の時間に、日本や筑北村の政治やSDGsの学習に取り組んでいます。一人一人がグーグルマップを利用することで、筑北村の土地や建物の様子について他地域と比べることができました。また、調べてわかったことをポスターセッションの形式でまとめる時にもタブレットの検索サイトを活用して、見る人が同じホームページを見ることができるように工夫しています。また、図工の制作にもカメラ機能を活用しています。



図工の時間、作った作品を校舎内の一角に飾って写真を撮ります。wifi環境が整っているため、どこでも参考作品を検索できます。

この他にも家庭科では、教科書に掲載されて

いるQRコードをタブレットで読み取り、動画を視聴したり、カメラ機能を使って、自分たちの清掃場所のビフォーアフターを写真に撮るなどの場面で活用しています。

このように、できることから各学年ごと活用し始めています。今後も目標に掲げられている「クラウド利用による情報や考え方の共有や編集」が、学年の発達段階に応じてできるようになることを目指していきます。家庭に持ち帰って家庭学習にも利用するのは、十分使い方を理解して使い慣れてからと考えていますが、その際にはもう一度ルールを確認して、お家の方にもご指導いただくようにお願いします。

なお使用中での破損や紛失などについては、村の教育委員会から下記のように対応する旨の通知がありましたので、ご承知おきください。

1 学校での使用の場合

- ・故障・破損は村が修理対応。（盗難・紛失も村が購入対応）

2 家庭に持ち帰った場合

- ・故障・破損は村が修理対応。
ただし、使い方ルールで禁止されている、飲み物をこぼす等に起因する故障の場合は、保護者負担による修理または購入。
- ・盗難・紛失は、タブレットを保護者が弁償。
保護者は、学校に連絡するとともに、警察署に盗難届または遺失届を提出する。
学校は情報漏洩対応のため、使用停止措置を講じる。

※なお、通信履歴を管理するため、ログを記録しております。

ログの開示は、公的機関（事件等に関する証拠提出の協力依頼・裁判等の証拠提出依頼）等からの協力依頼が発生した場合のみログ開示を行います。